

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 斎藤 正敏
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー29階
【電話番号】	03 - 5114 - 0344（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー29階
【電話番号】	03 - 5114 - 0344（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
営業収益 (千円)	921,658	5,483,787
純営業収益 (千円)	907,312	5,410,223
経常利益(損失) (千円)	170,172	732,596
四半期(当期)純利益(損失) (千円)	54,144	59,352
純資産額 (千円)	5,487,359	5,586,881
総資産額 (千円)	32,730,212	29,734,684
1株当たり純資産額 (円)	23,216.25	23,643.43
1株当たり四半期(当期)純利益 (損失)金額 (円)	229.33	249.43
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	249.16
自己資本比率 (%)	16.7	18.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	256,035	2,856,027
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,281	4,933
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	342,345	1,170,028
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	4,283,665	6,417,375
従業員数 (人)	92	95

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

3. 第10期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社の合計4社で構成されています。

当社は、純粋持株会社として、グループ全体の経営戦略の立案、事業子会社に対する経営指導及び法務・財務等に関する業務受託を行っております。

また、連結子会社のうちトレーダーズ証券㈱（以下、本項において「証券子会社」という。）は、第一種金融商品取引業者として、主にインターネット及びコールセンターを通じた証券取引事業及び外国為替取引事業を行っております。トレーダーズFX㈱（以下、本項において「為替子会社」という。）は、第一種金融商品取引業者として、証券子会社とは異なる顧客層をターゲットにした外国為替取引事業を、インターネットを通じて行っております。㈱インベストは、金融商品仲介業者として、証券子会社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業を行っております。

当第1四半期連結会計期間における、当社グループの事業の種類別セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

証券取引事業

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

外国為替取引事業

為替子会社は、平成20年6月30日に第一種金融商品取引業登録（関東財務局（金商）第1937号）を行い、同年7月10日に金融先物取引業協会に加入（会員番号1580）して、同年7月11日より外国為替取引事業を開始いたしました。当社グループは、傘下に2つの外国為替取引事業を営む子会社を有することとなりますが、それぞれが異なるコンセプトを持つ商品を提供し、当社グループ全体として、より多くのFX投資家層の趣向に合ったサービスを展開してまいります。

投資顧問事業

平成20年4月15日付で、当社は、連結子会社であるトレーダーズ投資顧問株式会社のすべての保有株式を第三者に譲渡いたしました。これに伴い、当社グループは投資顧問事業から撤退し、事業の種類別セグメントにおける事業区分を、「証券取引事業」及び「外国為替取引事業」の2つに変更しました。

3【関係会社の状況】

平成20年4月15日付、当社は連結子会社であったトレーダーズ投資顧問㈱の株式をすべて売却したため、同社は当社の子会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	92
---------	----

（注）従業員数は、就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む）を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用者については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	13
---------	----

（注）従業員数は、就業人員（社外から当社への出向者を含む）であります。

第2【事業の状況】

1【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(千円)
委託手数料	
株券	542,279
(うち先物)	(445,632)
債券	65
受益証券	73
委託手数料計	542,418
募集・売出の取扱手数料	
株券	-
債券	2,580
受益証券	14,992
募集・売出の取扱手数料計	17,572
その他の受入手数料	49,763
合計	609,754

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) トレーディング損益の内訳

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(千円)
トレーディング損益	
株価指数先物	-
外国為替	299,560
その他	-
合計	299,560

(3) 有価証券等の売買の状況

株券

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
		金額(百万円)
受託	現物取引	2,775
	信用取引	16,599
	合計	19,374

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
		金額(百万円)
自己	現物取引	-
	信用取引	-
	合計	-
合計	現物取引	2,775
	信用取引	16,599
	合計	19,374

債券

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
		金額(百万円)
	受託	8
	自己	-
	合計	8

受益証券

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
		金額(百万円)
	受託	582
	自己	518
	合計	1,101

株価指数先物・オプション取引

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
		金額(百万円)
受託	先物取引	4,967,496
	オプション取引	23,214
	合計	4,990,711
自己	先物取引	-
	オプション取引	-
	合計	-
合計	先物取引	4,967,496
	オプション取引	23,214
	合計	4,990,711

外国為替取引

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額	
米ドル (百万ドル)	14,035	
ユーロ (百万ユーロ)	2,957	
英ポンド (百万ポンド)	1,775	
豪ドル (百万ドル)	3,113	
ニュージーランドドル (百万ドル)	1,138	
南アフリカランド (百万ランド)	653	
香港ドル (百万ドル)	20	
ポーランドズロチ (百万ズロチ)	8	
メキシコペソ (百万ペソ)	84	
カナダドル (百万ドル)	385	
スイスフラン (百万フラン)	570	
デンマーククローネ (百万クローネ)	0	
シンガポールドル (百万ドル)	0	
トルコリラ (百万リラ)	0	

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による各通貨毎の取引高であります。

通貨オプション取引

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	
通貨オプション取引	-	
合計	-	

(4) その他の業務

有価証券の引受、売出、募集・売出の取扱い及び私募の取扱い業務の状況
ア 株券

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	
引受高	-	
売出高	-	
募集の取扱高	-	
売出の取扱高	-	
私募の取扱高	-	

イ 債券

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	
引受高	-	
売出高	-	
募集の取扱高	-	

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(百万円)
売出の取扱高	-
私募の取扱高	85

ウ 受益証券

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(百万円)
引受高	-
売出高	-
募集の取扱高	313
売出の取扱高	-
私募の取扱高	-

有価証券の保護預り業務の状況

区分		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
内国 有価証券	株券 (千株)	12,246
	債券 (百万円)	112
	受益証券 (百万口)	7,397
外国 有価証券	株券 (千株)	0
	債券 (百万円)	181
	受益証券 (百万口)	0

(5) 自己資本規制比率

区分		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
		(百万円)
基本的項目計		4,136
補完的項目	評価差額金(評価益)等	2
	金融商品取引責任準備金等	74
	一般貸倒引当金	3
	短期劣後債務	-
計		79
控除資産計		610
控除後の自己資本 + - (A)		3,605

区分		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
		(百万円)
リスク相当額	市場リスク相当額	1
	取引先リスク相当額	145
	基礎的リスク相当額	1,116
	計(B)	1,263
自己資本規制比率 (A)/(B)×100		285.4%

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年4月15日付、連結子会社であった 트레이ダーズ投資顧問株式会社（東京都港区赤坂四丁目2番19号、代表取締役 小栗 毅、非上場）の当社保有株式のすべてを、日本プライベート証券株式会社（東京都港区虎ノ門三丁目7番8号、代表取締役社長 林 和広、非上場）に譲渡する株式譲渡契約書を締結しました。

(1) 譲渡の理由

トレーダーズ投資顧問株式会社（以下、「子会社」といいます。）は、平成17年4月に旧投資顧問業法に基づく投資一任契約に係る認可（現金商品取引法に基づく投資運用業登録）を取得し、2つのファンド運用業務を中核とした資産運用業務及び金融業務に係わる助言業務を行ってまいりました。

当社グループは、主力ファンドに約3億円の資金を拠出し、ファンドの立上げを支援するとともに、子会社との間で金融業務に係る助言契約を締結し、日本国内及び海外の金融業務に関連する情報や助言の提供を受けるなどの取引関係を有してまいりました。

しかしながら、過去2期間のファンドの運用成績は低迷し、また預かり資産は計画した資金導入を達成することができず、子会社は経常的な赤字体質に陥っておりました。その結果、平成20年3月期においては、子会社は75百万円の経常損失及び同額の当期純損失を計上し、また、ファンドの運用成績の悪化により当社グループが拠出している投資資産に対して約45百万円の運用損失を計上するなど、当社グループの連結業績に多大な影響を及ぼしました。

このような状況から、当社グループの企業価値向上及び資本効率の改善を図るため、グループの経営戦略を再検討してまいりました結果、当社グループから子会社への出資、資金貸付け及びファンドへの投資等の投下資金を回収し、当社グループの中核事業である日経225先物オプション取引及び外国為替証拠金取引に経営資源を集中させることが最善と判断し、子会社の株式を売却することを決議いたしました。

子会社株式の売却先である日本プライベート証券株式会社は、金融商品取引業者として証券業を営んでおり、資産運用業務に関する実績が豊富であること、また投資一任契約に係る登録を有する子会社を有効活用できる事業計画を有すること等を総合的に勘案した結果、子会社を同社に対して売却することが合理的であると判断いたしました。

(2) 異動する子会社の概要

商号 トレーダーズ投資顧問株式会社

事業内容 投資助言業、投資運用業（投資一任契約に係る業務）

(3) 株式の譲渡先

商号 日本プライベート証券株式会社

事業内容 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業

(4) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数 6,000株（所有割合100.0%）

譲渡株式数 6,000株（譲渡金額170,004千円）

異動後の所有株式数 0株（所有割合 0.0%）

(5) 異動の日程

平成20年4月15日 当社及び子会社の取締役会決議

平成20年4月15日 株式譲渡契約書締結

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間は、未曾有の原油高に世界経済全体が影響を受け、エネルギーをはじめ食料価格の上昇を起因として、世界各地で物価高に対する暴動が起きるなど深刻な問題に発展しました。米国では、こうしたインフレーションの動きに加えて、サブプライムローン問題に端を発した金融不安の火種が消えず、米景気後退に対する懸念が一層広がりました。また日本でも、原油高はそれまでの景気回復に冷や水を浴びせる格好となり、ガソリンや食品品の相次ぐ値上げが家計を直撃しただけでなく、原油高を背景とした企業の収益悪化が雇用や所得面で家計へ波及し、個人消費が落ち込む結果となりました。

このような中、世界の株式市場は軒並み下落し、NYダウは年初来安値を更新する動きを見せました。6月上旬に5ヶ月ぶりの14,500円台を回復していた日経平均株価も、当第1四半期連結会計期間末には13,500円台を割り込む水準まで下落する展開となりました。

一方、為替市場では欧米の景況感の格差や金利差拡大を背景に、ドルが軟調に推移し、ユーロ/ドル相場は4月下旬に、ユーロ導入来初の1.6000台を示現しました。これを受けて、ユーロ圏の金融当局者からはユーロ高に対する牽制発言が聞かれ始めました。また、プッシュ大統領からも原油高を招く一因となっているドル安を是正しようと「強いドル政策」への支持が表明されましたが、ドル安と原油高のスパイラルは断ち切れていない状況で推移しました。ただし、円に対してドルは上昇し、ドル/円相場は今年3月につけた95円78銭を底にして徐々に値を戻し、一時は108円台中盤まで上昇しました。低金利を維持する日本の通貨を積極的に買い進める材料が見当たらないことから、円はドルだけでなく主要通貨に対して全面安となりました。

このような市場環境のもと、当第1四半期連結会計期間の営業収益は、受入手数料609,754千円（対前年同期比10.2%増）、トレーディング損益299,560千円（対前年同期比66.4%減）となり、営業収益全体で921,658千円（対前年同期比37.7%減）と、大きく減収となりました。一方で、営業費用においては、前期3月に設立し第2四半期連結会計期間における事業開始を目指して開業準備を進めていたトレーダーズFX株式会社にかかる開業準備のための費用が発生したこと等により、販売費及び一般管理費はほぼ前年同期並みの1,123,488千円（対前年同期比1.4%減）が発生いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間においては、営業損失216,175千円、経常損失170,172千円、四半期純損失54,144千円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

証券取引事業

当事業部門におきましては、リテール顧客の日経225先物・オプション取引が順調に増加し、前下半期からの法人取引の減少を補ったため、当第1四半期連結会計期間における営業収益は前年同期とほぼ同じ580,277千円（対前年同期比0.0%減 うち、受入手数料567,934千円、金融収益12,343千円）となりました。一方、金融商品仲介業者を経由した取引の増加に伴う支払手数料が増加したこと、また当第1四半期連結会計期間から事業子会社の管理部門費を証券取引事業の営業費用に配賦計上する方法に変更（前期は全社に計上）した結果、当事業部門の営業費用は増加し、営業損失は100,961千円となりました。顧客口座数は19,538口座（対前年同期比39.2%増）と増加しましたが、預り資産は前下半期の母店契約解消に伴う法人への預り資産返還による影響により対前年同期比で減少し、20,854,761千円（対前年同期比32.3%減 保護預り有価証券残高を除く）となりました。

外国為替取引事業

当事業部門におきましては、世界の経済情勢の悪化に伴う個人投資家の投資意欲の減退や、FX事業者間の競争が益々激しくなったこと等の影響を受け、非常に厳しい状況が続きました結果、当第1四半期連結会計期間における営業収益は341,380千円（対前年同期比61.0%減 うち受入手数料 41,819千円、トレーディング損益 299,560千円）となりました。一方、新たなFX事業の開始を目指す新設子会社の開業準備のための費用がかかったこと、また当第1四半期連結会計期間から事業子会社の管理部門費を外国為替取引事業の営業費用に配賦計上する方法に変更（前期は全社に計上）した結果、当事業部門の営業費用は増加し、営業損失は103,963千円となりました。顧客口座数は25,820口座（対前年同期比68.3%増）と増加しましたが、サブプライムローン問題に起因して発生した相場の急変による顧客の取引損失の影響により、預り資産は対前年同期比で減少し、14,579,915千円（対前年同期比29.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて256,035千円の収入超過、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて24,281千円の収入超過、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて342,345千円の支出超過となりました。この結果、当第1四半期連結会計期間末の資金残高は、前連結会計年度末に比べて24,176千円減少し、4,283,665千円となりました。

各活動別のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金は256,035千円の収入超過となりました。これは、主に外国為替取引事業において信託銀行に分別保管されている顧客資金が返却され、一時的に収入超過（翌営業日にカバー取引先金融機関へ預託されます）となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金は24,281千円の収入超過となりました。これは、関係会社株式（トレーダーズ投資顧問株式会社）の売却により125,613千円の収入があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金は342,345千円の支出超過となりました。これは、主に短期借入金314,000千円を返済したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループが属する日経225先物・オプション取引並びに外国為替証拠金取引業界は、一般投資家層の裾野が広がり、市場規模が拡大する一方で参入企業の増加による企業間競争が激化し、事業環境、経営環境は大きく変化しております。当社グループは、お客様の満足度を高めるため、提供する金融商品・サービスの質をさらに向上させることで競合他社との差別化を図ります。

また上場会社としての優位性、持株会社制のメリット、業界の先駆者として蓄積したノウハウや知名度を最大限に活用し、独自色を明確化させ、「トレーダーズ」ブランドを確立することを目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおける主な資金需要は、証券取引事業及び外国為替取引事業のオンライン取引システムを中心とした各種システムに対する機能強化及び新規設備導入のための設備投資資金と、顧客資産の分別保管に係る一時的な立替や証券取引所との受払いに係る一時的な立替のための運転資金の2つに大別されます。

設備投資に係る資金需要に対しては、安定的な資金調達という観点から、営業活動から得られる内部留保資金及びリース会社とのファイナンス・リース取引によって調達する方針であります。一方、運転資金に係る資金需要に対しては、内部留保資金に加え、取引先金融機関からのコミットメントラインを含む借入れによって調達する方針であります。

なお、資金の流動性についての分析は上記「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	803,400
計	803,400

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	238,704	238,704	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	-
計	238,704	238,704	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づいて発行した新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成18年9月1日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	15
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2,3	85,810
新株予約権の行使期間	自平成20年9月2日 至平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,191 資本組入額 45,096
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点において行使されていない新株予約権につき、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行います。また、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生のあるときをもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。なお、合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要を生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整します。

(計算式)

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行後、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使によって新株を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は新株予約権を行使するに当たり、次の条件を満たすことを要する。

新株予約権者は、権利行使の時点において当社または当社子会社の取締役または使用人でなければならない。但し、新株予約権の割当を受けた者が取締役である場合は、権利行使の時点において当社または当社子会社の取締役でなければならない。

権利行使の時点で、当社の株価が250,000円(当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整を行う。)以上でなければならない。

新株予約権を相続の対象とすることはできない。

新株予約権を質権その他の担保権の目的とすることはできない。

5. 平成18年9月1日取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、平成19年11月27日取締役会決議に基づく新株予約権を割当ててを条件に、当該時点で残存し、かつ新たな新株予約権の被割当対象者となる権利者全員が権利を放棄しました。

平成19年6月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	280
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2,3	39,800
新株予約権の行使期間	自平成20年9月2日 至平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,320 資本組入額 23,160
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1~4.

平成18年9月1日取締役会決議に基づいて発行した新株予約権の(注)1~4に同じ。

5. 平成19年6月25日取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、平成19年11月27日取締役会決議に基づく新株予約権を割当ててを条件に、当該時点で残存し、かつ新たな新株予約権の被割当対象者となる権利者全員が権利を放棄しました。

平成19年11月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,460(注)7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,460(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2,3	26,200
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成21年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,970円 資本組入額 13,485円
新株予約権の行使の条件	(注)4,5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点において行使されていない新株予約権につき、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行います。また、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生のときをもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。なお、合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要が生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整します。

(計算式)

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行後、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使によって新株を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は新株予約権を行使するに当たり、次の条件を満たすことを要する。

権利行使の時点において当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人でなければならない（新株予約権の割当を受けた者が取締役または監査役である場合は、権利行使の時点まで継続して当社または当社子会社の取締役または監査役でなければならない）。但し、正当な事由があると当社の取締役会が認めた場合を除く。

新株予約権を相続の対象とすることはできない。

新株予約権を質権その他の担保権の目的とすることはできない。

5. 新株予約権者は、次に定める「強制取得条件判定期間」の間、市場価格の終値において一度でも「強制取得条件判定水準」を下回った場合、「強制取得条件価格」により、割当てられた新株予約権を行使し、目的となる普通株式のすべてを買取る義務を負います。

強制取得条件判定期間は、平成20年1月1日から平成21年12月31日までとする。

強制取得条件判定水準は、権利行使価額に50%を乗じた価格とする。

強制取得条件価格は、権利行使価額とする。

6. 当社が、消滅会社となる合併、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日時点で残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）の権利者に対して、それぞれの場合に応じ、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、発行済み新株予約権の条件に準じて交付します。但し、その旨を組織再編行為に係る契約に定めた場合に限りです。

また、当社が新株予約権者に対して、再編対象会社の新株予約権を交付した場合、残存新株予約権は消滅します。

7. 平成20年4月17日付で当社株価の終値が強制取得条件価格を割り込み、強制取得条件が発動しました。これを受け、該当する新株予約権者は、同年7月11日付、合わせて新株予約権2,460個（目的となる株式：普通株式2,460株）を権利行使しました。

平成20年4月25日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,414
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	3,414
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2,3	15,670
新株予約権の行使期間	自平成22年4月26日 至平成25年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23,622円 資本組入額 11,811円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点において行使されていない新株予約権につき、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行います。また、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生のおきをもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。なお、合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要が生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整します。

(計算式)

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行後、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使によって新株を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行による増加株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は新株予約権を行使するに当たり、次の条件を満たすことを要する。

権利行使の時点において当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人でなければならない。但し、当社の都合による使用人の転籍、並びに正当な事由があると当社取締役会が認めた場合を除く。

新株予約権を相続の対象とすることはできない。

新株予約権を質権その他の担保権の目的とすることはできない。

新株予約権の一部行使はできない。但し、単年度における権利行使金額の制限を遵守するために一部行使する場合を除く。

新株予約権の年間行使金額が12百万円を超えることはできない。

5. 当社が、消滅会社となる合併、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日時点で残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）の権利者に対して、それぞれの場合に応じ、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、発行済み新株予約権の条件に準じて交付します。但し、その旨を組織再編行為に係る契約に定めた場合に限り、

また、当社が新株予約権者に対して、再編対象会社の新株予約権を交付した場合、残存新株予約権は消滅します。

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	238,704	-	2,837,565	-	2,090,064

（5）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,604	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 236,100	236,100	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	238,704	-	-
総株主の議決権	-	236,100	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれています。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
トレイダーズホールディングス(株)	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,604	-	2,604	1.09
計	-	2,604	-	2,604	1.09

（注）平成20年7月11日付、新株予約権（平成19年11月27日取締役会決議に基づく新株予約権）2,460個が権利行使され、当社は、当該権利の目的となる普通株式2,460株について自己株式を割当てました。したがって、本書提出時点の自己名義所有株式数は、144株となります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	16,100	16,500	15,200
最低（円）	12,480	13,850	12,310

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,283,665	10,163,375
預託金	10,472,000	5,042,000
顧客分別金信託	10,470,000	5,040,000
その他の預託金	2,000	2,000
トレーディング商品	12,287	163,698
信用取引資産	2,153,380	1,504,802
信用取引貸付金	1,697,405	1,271,082
信用取引借証券担保金	455,975	233,720
短期差入保証金	14,559,889	11,640,537
信用取引差入保証金	240,000	120,000
先物取引差入証拠金	7,662,700	8,470,700
外国為替差入証拠金	6,275,189	2,705,837
その他の差入保証金	382,000	344,000
繰延税金資産	61,398	50,808
その他の流動資産	215,388	320,719
貸倒引当金	3,003	82,867
流動資産計	31,755,007	28,803,075
固定資産		
有形固定資産	76,390	79,747
建物	38,018	39,133
器具備品	38,372	40,613
無形固定資産	215,323	202,421
ソフトウェア	187,636	172,156
ソフトウェア仮勘定	-	25,675
リース資産	23,162	-
その他	4,524	4,589
投資その他の資産	653,561	649,441
投資有価証券	260,795	259,952
繰延税金資産	55,690	41,669
その他	419,997	347,820
貸倒引当金	82,921	-
固定資産計	945,275	931,609
繰延資産		
開業費	29,928	-
繰延資産計	29,928	-
資産合計	32,730,212	29,734,684

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	162,556	237,409
信用取引負債	2,148,489	1,456,742
信用取引借入金	1,697,901	1,222,957
信用取引貸証券受入金	450,588	233,784
預り金	6,520,884	4,890,150
顧客からの預り金	6,498,638	4,875,468
その他の預り金	22,246	14,681
受入保証金	17,309,895	16,132,552
信用取引受入保証金	129,583	115,587
先物取引受入証拠金	7,543,311	8,227,783
外国為替受入証拠金	9,637,001	7,789,181
短期借入金	714,000	1,058,000
1年内リース債務	-	-
未払法人税等	6,281	21,777
ポイント引当金	26,936	24,203
その他の流動負債	204,532	195,386
流動負債計	27,093,576	24,016,221
固定負債		
退職給付引当金	11,226	10,029
長期リース債務	63,399	50,965
固定負債計	74,625	60,994
特別法上の準備金		
証券取引責任準備金	-	70,587
金融商品取引責任準備金	74,651	-
特別法上の準備金計	74,651	70,587
負債合計	27,242,852	24,147,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,837,565	2,837,565
資本剰余金	2,092,105	2,092,105
利益剰余金	615,674	717,040
自己株式	56,935	56,921
株主資本合計	5,488,409	5,589,789
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,052	7,552
評価・換算差額等合計	7,052	7,552
新株予約権	6,002	4,644
純資産合計	5,487,359	5,586,881
負債・純資産合計	32,730,212	29,734,684

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
営業収益	
受入手数料	609,754
委託手数料	542,418
募集・売出しの取扱手数料	17,572
その他の受入手数料	49,763
トレーディング損益	299,560
外国為替トレーディング損益	1 299,560
金融収益	12,343
営業収益計	921,658
金融費用	14,345
純営業収益	907,312
販売費・一般管理費	1,123,488
取引関係費	375,078
人件費	313,377
不動産関係費	284,909
事務費	78,602
減価償却費	26,252
租税公課	6,027
貸倒引当金繰入れ	3,055
その他	36,185
営業損失 ()	216,175
営業外収益	46,257
受取利息及び配当金	1,267
為替差益	43,875
その他	1,114
営業外費用	254
支払利息	245
その他	8
経常損失 ()	170,172
特別利益	
関係会社株式売却益	97,298
その他特別利益	854
特別利益計	98,152
特別損失	
金融商品取引責任準備金繰入れ	4,064
特別損失計	4,064
税金等調整前四半期純損失 ()	76,084
法人税、住民税及び事業税	3,014
法人税等調整額	24,954
法人税等合計	21,939
四半期純損失 ()	54,144

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	76,084
減価償却費	26,252
関係会社株式売却損益(は益)	97,298
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,055
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,733
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,197
証券取引責任準備金の増減額(は減少)	70,587
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	74,651
受取利息及び受取配当金	1,267
支払利息	4,831
為替差損益(は益)	37,852
トレーディング商品の増減額	76,557
顧客分別金信託の増減額(は増加)	1,684,000
信用取引資産の増減額(は増加)	648,578
短期差入保証金の増減額(は増加)	809,818
信用取引負債の増減額(は減少)	691,747
預り金及び受入保証金の増減額(は減少)	2,809,199
その他	9,370
小計	274,109
利息及び配当金の受取額	1,996
利息の支払額	2,225
法人税等の支払額	17,845
営業活動によるキャッシュ・フロー	256,035
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	7,103
無形固定資産の取得による支出	32,561
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	125,613
差入保証金の差入による支出	18,522
その他	43,144
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,281
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	314,000
配当金の支払額	44,594
その他	16,248
財務活動によるキャッシュ・フロー	342,345
現金及び現金同等物に係る換算差額	37,852
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24,176
現金及び現金同等物の期首残高	6,417,375
資金の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,109,533
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,283,665

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 連結子会社であるトレイダーズ投資顧問(株)は、平成20年4月15日に同社株式を第三者に譲渡したため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 3社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、当該変更による損益への影響は軽微であります。</p>
3. 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更	<p>従来、外国為替取引事業におけるカバー取引先金融機関への預託額はキャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」に含めておりましたが、営業活動によるキャッシュ・フローをより明瞭に表示する目的から、これを「現金及び現金同等物」から除き、営業活動によるキャッシュ・フローの「短期差入保証金の増減額」に含めて表示することに変更しております。当該変更に伴い、前連結会計年度末のカバー取引先金融機関への預託額2,109,533千円を「資金の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額」として表示するとともに、営業活動によるキャッシュ・フローの「短期差入保証金の増減額」が2,711,766千円減少し、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末の残高は4,821,300千円減少しております。</p> <p>また、当該変更に伴い、従来、貸借対照表の「現金・預金」に含めて表示しておりましたカバー取引先金融機関への預託額(当第1四半期連結会計期間末4,821,300千円)について、財政状態をより明瞭に表示する目的から「短期差入保証金」の「外国為替差入証拠金」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、110,643千円であります。</p> <p>2 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項</p> <p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 当社の連結子会社である 트레이ダーズ証券㈱(以下、証券子会社といたします。)は、顧客資産の分別保管に係る一時的な立替資金及び証券取引所との受払いに係る一時的な立替資金を調達するため、取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を、取引銀行を主幹事として金融機関3社とシンジケート方式による貸出コミットメント契約を締結しております。 この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 4,000,000 千円 貸出コミットメント 4,300,000 千円 借入実行残高(貸出コミットメントのみ) 300,000 千円 差引額 8,000,000 千円</p> <p>4 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (1) 差入れている有価証券 信用取引貸証券 462,847 千円 信用取引借入金の本担保証券 1,570,672 千円 差入証拠金代用有価証券 761,028 千円 (2) 差入れを受けている有価証券 信用取引貸付金の本担保証券 1,570,672 千円 信用取引借証券 462,847 千円 受入証拠金代用有価証券 6,278,576 千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、107,999千円であります。</p> <p>2 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。 証券取引責任準備金 旧証券取引法第51条</p> <p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 当社の連結子会社である 트레이ダーズ証券㈱(以下、証券子会社といたします。)は、顧客資産の分別保管に係る一時的な立替資金及び証券取引所との受払いに係る一時的な立替資金を調達するため、取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を、取引銀行を主幹事として金融機関3社とシンジケート方式による貸出コミットメント契約を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 8,300,000 千円 借入実行残高 300,000 千円 差引額 8,000,000 千円</p> <p>4 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。 (1) 差入れている有価証券 信用取引貸証券 235,004 千円 信用取引借入金の本担保証券 1,099,714 千円 差入証拠金代用有価証券 684,317 千円 (2) 差入れを受けている有価証券 信用取引貸付金の本担保証券 1,099,714 千円 信用取引借証券 235,004 千円 受入証拠金代用有価証券 5,396,936 千円</p>

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>5 財務制限条項</p> <p>当社の証券子会社が締結している貸出コミットメント契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>各四半期決算期の末日における証券子会社単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の四半期決算期の末日における証券子会社単体の貸借対照表における純資産の部の金額の90%の金額以上に維持する。</p> <p>各四半期決算期の末日における証券子会社単体の損益計算書の経常損益の金額をマイナスとしない。</p>	<p>5 財務制限条項</p> <p>当社の証券子会社が締結している貸出コミットメント契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>各四半期決算期の末日における証券子会社単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の四半期決算期の末日における証券子会社単体の貸借対照表における純資産の部の金額の90%の金額以上に維持する。</p> <p>各四半期決算期の末日における証券子会社単体の損益計算書の経常損益の金額をマイナスとしない。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 トレーディング損益のうち、外国為替取引の内訳は次のとおりであります。	
クォート収益	302,878 千円
取引手数料相当額	6,198 千円
スワップ収益	37,990 千円
自己ディーリング損益	35,330 千円
その他	12,176 千円
計	299,560 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	4,283,665 千円
現金及び現金同等物	4,283,665 千円
2 当第1四半期連結会計期間に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の売却によりトレーダーズ投資顧問株が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びにトレーダーズ投資顧問株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。	
流動資産	59,138 千円
固定資産	47,828 千円
流動負債	34,260 千円
関係会社株式売却益	97,298 千円
当該会社株式の売却価額	170,004 千円
当該会社の現金及び現金同等物	44,390 千円
差引：売却による収入	125,613 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 238,704株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,604株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 6,002千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	47,220	200	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	証券取引事業 (千円)	外国為替取引 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益					
(1) 外部顧客からの営業収益	580,277	341,380	921,658	-	921,658
(2) セグメント間の内部営業収益	-	-	-	-	-
計	580,277	341,380	921,658	-	921,658
営業損失()	100,961	103,963	204,925	11,250	216,175

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な取引の種類

証券取引事業.....日経225先物・オプション取引、信用取引、現物取引等

外国為替取引事業.....外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等

3. 事業区分の変更

事業区分につきましては、従来「証券取引事業」、「外国為替取引事業」、「投資顧問事業」の3つに区分していましたが、投資顧問事業を行っていた連結子会社のトレイダーズ投資顧問株式会社を第三者に譲渡したため、当第1四半期連結累計期間より、「証券取引事業」、「外国為替取引事業」の2つに変更しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)
通貨	外国為替証拠金取引		
	売建	180,136,652	3,172,454
	買建	174,393,364	1,285,296
合計		-	4,457,750

(注) 時価欄はみなし決済損益を記載しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費 2,212千円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の従業員 84名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 3,668株
付与日	平成20年5月16日
権利確定条件	権利行使の時点において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人でなければならない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年4月26日から平成25年4月25日まで
権利行使価格(円)	15,670
付与日における公正な評価単価(円)	7,952

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 23,216.25 円	1株当たり純資産額 23,643.43 円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 229.33 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失(千円)	54,144
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	54,144
期中平均株式数(株)	236,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>【注記事項】(四半期連結貸借対照表関係)3.に記載の貸出コミットメント契約に関して、下記の後発事象が発生いたしました。</p> <p>当社は取引銀行と貸出コミットメント契約額4,000百万円及び取引銀行を主幹事としたシンジケート方式による貸出コミットメント契約額300百万円を締結しておりましたが、契約にある財務制限条項の一部に抵触したことから、シンジケート方式による貸出コミットメントの実行残高300百万円を平成20年8月7日に返済しております。</p> <p>従って、貸出コミットメント合計4,300百万円に関しましては、現在、利用できない状況となっておりますが、取引銀行からは従来どおりの資金調達が可能となっておりますので、当社グループの資金繰りに与える影響はございません。</p>

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

トレーダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮澤 正則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡田 基宏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトレーダーズホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トレーダーズホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されている通り、会社は連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更している。
2. 重要な後発事象の注記に記載されている通り、会社は財務制限条項の一部に抵触したことから、当四半期連結会計期間末の貸出コミットメントの実行残高300百万円を平成20年8月7日に返済している。また、貸出コミットメント合計4,300百万円は利用できない状況となっているが、会社グループの資金繰りに与える影響はない旨を会社は記載している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。